

## 第5部 復旧・復興計画

### 第1章 都市災害時における復旧・復興

#### 第1節 都市災害時における復旧・復興の基本方針

都市災害時における復旧・復興事業については、総合的なまちづくりを中心とする震災復興とは異なり、流出油の除去作業、道路・鉄道施設の復旧、危険物・放射性物質や汚染物の除去等、原因事業者や施設管理者等が中心となり復旧対策が行われることとなる。

なお、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき支給される災害弔慰金、災害障害見舞金、災害援護資金、及び「被災者生活再建支援法」に基づき支給される被災者生活再建支援金については、自然災害による被害のみを対象としているため、本編が対象としている災害には適用されず、被災者の生活再建は、原因事業者等による補償が中心となる。

#### 第2節 復旧・復興の体制の構築

##### 1 復旧・復興の体制の構築

本部長（市長）は、被災者の生活の安定及び著しい被害を受けた地区の復興を総合的に推進する必要があると認める場合は、地震災害対策計画編第4部に基づき、復旧・復興推進のための体制を構築し、市民生活及び経済活動の早期回復を目指す。

##### 2 原因事業者等が行う復旧対策について支援等

都市災害の復旧対策は、原因事業者や施設管理者等が中心となり行われるが、各対策部は、必要に応じて原因事業者等が行う復旧対策について支援・指導を行うものとする。